

鹿児島工業高等専門学校授業料免除選考の実施に関する取扱要領

- 1 鹿児島工業高等専門学校入学料、授業料免除及び授業料徴収猶予並びに寄宿料免除に関する規程に基づく授業料免除者の選考は、この取扱要領の定めるところによる。
- 2 授業料免除は、年度を前期及び後期の2期に区分し、各期毎の定められた期限までに受理した免除の申請に対して、当該期分の授業料について選考する。
- 3 前項の選考は次の基準を基に行う。

一 家計状況の基準

- (1) 本人が生計を一にする世帯の1年間の総所得額が独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領（以下「機構要領」という。）に定める半額免除に係る収入基準額（以下「収入基準額」という。）以下の者。
- (2) 家計の算出方法は機構要領に基づくものとし、(1)に該当する者の総所得金額を収入基準額で除した割合を別表1の区分により評価する。

二 学業成績の基準

学 第 1 学 年 に 在 る 者	前期分にかかる免除申請	後期分にかかる免除申請
	推薦選抜による入学者又は、学力選抜による入学者の入学試験の成績が本人の属する学科（以下「学科」という。）において上位2/3以内の者	当該学年の前学期の学業成績が学科の上位2/3以内の者
に 在 学 す る 者 第 2 学 年 以 上	前年度学年末の学業成績が学科の上位2/3以内の者	

ただし、次の者は除く。

- ア 修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、又は同一学年再履修中の者（病気、留学等の事情があると認められる休学による場合を除く）
- イ 過去6月以内（第1学年の後期分の申請については申請前までに）に停学処分を受けた者

4 特 例

特例として授業料を免除申請できる者は、家計状況又は学業成績のいずれか一方が前項までの基準に合致し、他方が(1)又は(2)のいずれかの一に該当する者であること。

(1) 学業成績

次の各区分の一に該当する者であって、かつ、学業成績が特例選考の基準に適合する者。

ただし、前項第二号のただし書きに規定する者は除く。

- ア 母子世帯
- イ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者
- ウ 障害者
- エ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

(特例による学業成績基準)

学 第 1 学 年 に 在 る 者	前期分にかかる免除申請	後期分にかかる免除申請
に 在 学 す る 者 第 2 学 年 以 上	推薦選抜による入学者又は、学力選抜による入学者の入学試験の成績において上位 3 / 4 以内の者	前年度学年末の学業成績が学科の上位 3 / 4 以内の者
	当該学年の前学期の学業成績が学科の上位 3 / 4 以内の者	

(2) 家計状況

別表 1 に定める評価点 1 を超える金額が 10% の額以内の者であって、次の各区分の一に該当する者。ただし、前項第二号のただし書きに規定する者は除く。

- ア 長期療養者のいる世帯に属する者
- イ 障害者及び障害者のいる世帯に属する者
- ウ 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟

5 授業料免除の区分は全額免除と半額免除とし、原則として機構要領に定める全額免除に係る収入基準額以下の者を全額免除とし、その他の者を半額免除とする。

附 則

- 1 この取扱要領は、昭和 60 年 11 月 15 日から施行し、昭和 60 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校授業料免除選考者選考基準は廃止する。

附 則

この取扱要領は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 24 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 27 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

総収入金額の収入基準額に対する割合		評 価 点
10%未満		10点
10%以上	20%未満	9
20%以上	30%未満	8
30%以上	40%未満	7
40%以上	50%未満	6
50%以上	60%未満	5
60%以上	70%未満	4
70%以上	80%未満	3
80%以上	90%未満	2
90%以上	100%未満	1